

[研究ノート]

中学校社会科教育における日本の領土問題

— 地理的・歴史的・公民的分野の視点と現在の研究・社会状況 —

若 松 正 志

要 旨

この研究ノートは、中学校社会科教育で扱う日本の領土問題について、地理的・歴史的・公民的分野それぞれの視点と現在の研究状況・社会状況との関係について論じたものである。

文部科学省は、平成 26 (2014) 年 1 月に、平成 20 (2008) 年の中学校社会科・平成 21 (2009) 年の高等学校地理歴史科・公民科の学習指導要領解説を一部改訂した。そこで改訂した内容は、領土問題と災害への対応に関するものであり、これは現行の平成 29 (2017) 年の中学校の社会科学習指導要領解説、高等学校の地理歴史科・公民科の学習指導要領解説にも受け継がれた。ここではこれを受け、現在の中学校の地理・歴史・公民の各社教科書の領土問題の記述がどのようになっているかを示し、それと現在の研究状況・社会状況との関係について述べた。

そして、国際協調の立場からみても、自国の領土を守るという観点からみても、「固有の領土」という考え方は危ういのではないかということ、また歴史学の近年の新たな研究成果と政府や文部科学省の見解には多くのズレが生じている点を指摘し、改善の必要性を述べた。

はじめに

この研究ノートは、中学校の社会科で扱う日本の領土問題について、地理的分野・歴史的分野・公民的分野それぞれの視点と現在の研究状況・社会状況について論じるものである。

日本の学習指導要領において、領土問題が強調されるようになったのは、それほど古いことではない。文部科学省は、平成 26 (2014) 年 1 月、平成 20 (2008) 年の中学校社会科・平成 21 (2009) 年の高等学校の地理歴史科・公民科の学習指導要領解説を一部改訂し¹⁾、領土問題と災害への対応 (防災・安全) に関してきちんと教科書で扱うように指示したのが直接的な始まりであろう。この背景として、前者については平成 22 (2010) 年 9 月の尖閣諸島中国漁船衝突事件²⁾が、後者については平成 23 (2011) 年 3 月の東日本大震災³⁾が考えられる⁴⁾。そして、領土問題や災害対応に関する記述は、現行の平成 29 (2017) 年の中学校の社会科学習指導要領解説・高等学校の地理歴史科・公民科の学習指導要領解説にも受け継がれた。

ここではこの平成 29 (2017) 年の中学校の学習指導要領にもとづき作成された、現在の中学校の地理・歴史・公民の各社教科書の領土問題の記述がどのようになっているかを示し、そ

れと現在の研究状況・社会状況との関係について述べる。そして、国際協調の立場からみても、自国の領土を守るという観点からみても、「固有の領土」という考え方は危ういのではないかとということ、また歴史学の近年の新たな研究成果と政府や文部科学省の見解には多くのズレが生じている点を指摘し、改善の必要性を述べたいと思う。

1 中学校社会科の学習指導要領・同解説における 日本の領土問題に関する記述の展開

最初に、中学校社会科における日本の領土問題に関する事項を、平成20（2008）年と平成29（2017）年の学習指導要領を比較した表をあげよう（表1）。

表1：平成20年・平成29年の中学校学習指導要領の地理的・歴史的・公民的分野の比較

	平成20年 学習指導要領	平成29年 学習指導要領
地理的分野	3(4)ア(ア) 「領域の特色と変化」については、我が国の海洋国家としての特色を取り上げるとともに、北方領土が我が国の固有の領土であることなど、我が国の領域をめぐる問題にも着目させるようにすること。	3(3)ア(イ) 「領域の範囲や変化とその特色」については、我が国の海洋国家としての特色を取り上げるとともに、竹島や北方領土が我が国の固有の領土であることなど、我が国の領域をめぐる問題も取り上げるようにすること。その際、尖閣諸島については我が国の固有の領土であり、領土問題は存在しないことも扱うこと。
歴史的 分野	3(6)イ 「富国強兵・殖産興業政策」については、この政策の下に新政府が行った、廃藩置県、学制・兵制・税制の改革、身分制度の廃止、領土の画定などを取り扱うようにすること。	3(4)ア 「富国強兵・殖産興業政策」については、この政策の下に新政府が行った、廃藩置県、学制・兵制・税制の改革、身分制度の廃止、領土の画定などを取り扱うようにすること。その際、北方領土に触れるとともに、竹島、尖閣諸島の編入についても触れること。
公民的 分野		2D(1) ア 次のような知識を身に付けること。 (ア)世界平和の実現と人類の福祉の増大のためには、国際協調の観点から、国家間の相互の主権の尊重と協力、各国民の相互理解と協力及び国際連合をはじめとする国際機構などの役割が大切であることを理解すること。その際、領土（領海、領空を含む。）、国家主権、国際連合の働きなど基本的な事項について理解すること。
	3(5)ア (イ)「世界平和の実現」については、領土（領海、領空を含む。）、国家主権、主権の相互尊重、国際連合の働きなど基本的な事項を踏まえて理解させるように留意すること。	3(5)ア (ア)また、「領土（領海、領空を含む。）、国家主権」については関連させて取り扱い、我が国が、固有の領土である竹島や北方領土に関し残されている問題の平和的な手段による解決に向けて努力していることや、尖閣諸島をめぐる解決すべき領有権の問題は存在していないことなどを取り上げること。

出典：教育出版「中学校社会」学習指導要領新旧対照表

(https://www.kyoiku-shuppan.co.jp/textbook/chuu/shakai/files/cos13_btv01.pdf)

平成 20（2008）年までの学習指導要領では領土問題は、地理的分野のなかで北方領土に限って書かれていたが、平成 29（2017）年からは地理的分野・歴史的分野・公民的分野とも、北方領土・竹島・尖閣諸島について取り上げるよう明記された。ただし、尖閣諸島については、領土問題が存在していないことを説明することになっている。

すでに述べたように、学習指導要領解説については、この間、平成 26（2014）年 1 月の一部改訂がある。平成 20（2008）年・平成 26（2014）年 1 月・平成 29（2017）年の学習指導要領解説で領土問題に関する部分をあげると次のようになる（表 2）。

3 つの学習指導要領解説を比べてみよう。地理的分野では、平成 20（2008）年段階でも、北方領土とともに竹島を扱うことになっているが、そこでは日本と韓国の主張の相違に触れる程度である。それが、平成 26（2014）年 1 月の改訂では、竹島については、韓国の不法な占拠、日本からの抗議を教えること、また尖閣諸島については、有効な支配が行われており、領有権の問題が存在しないことを教えることとしている。さらに平成 29（2017）年のものでは、北方領土・竹島・尖閣諸島とも、歴史的にも国際法上も日本の正当性があることを教えることになっている。歴史的分野では、平成 20（2008）年のものでは、幕末維新期のロシアとの領土の確定や琉球の問題や北海道の開拓を扱うとしていたが、平成 26（2014）年 1 月改訂では、上記の内容に加え、「我が国が国際法上正当な根拠に基づき竹島、尖閣諸島を正式に領土編入した経緯」にも触れるとしている。平成 29（2017）年のものでは、北方領土について「一貫して我が国の領土」であったことが強調され、竹島・尖閣諸島の領土編入については「歴史的にも国際法上も正当」であったことが理解できるようにするとしている。そして公民的分野では、平成 20（2008）年のものでは、「固有の領土」はそれほど強調されておらず、未解決な領土問題があり、解決に向けた努力が行われていることを記す程度であったが、平成 26（2014）年 1 月のものでは、地理的分野・歴史的分野の学習成果も踏まえ、領土問題については、未解決のものとして「固有の領土」である北方領土・竹島が具体的に記され、また領土問題が存在しない「固有の領土」として尖閣諸島が登場している。そして平成 29（2017）年のものでは、分量も増え、内容もより詳しく、「領土問題の発生から現在に至る経緯、および渡航や漁業、海洋資源開発が制限されたり、船舶の拿捕、船員の抑留が行われたり、その中で過去には日本側に死傷者が出たりするなど、不法占拠のために発生している問題について理解」させるようすることなど、かなり踏み込んだ内容になっている。

表2：平成20年・平成26年1月・平成29年の中学校学習指導要領解説の地理的・歴史的・公民的分野の比較

	平成20年 学習指導要領解説	平成26年1月 学習指導要領解説	平成29年 学習指導要領解説
地理的分野	<p>「領域の特色と変化」の中の「領域」とは、領土だけでなく、領海、領空から成り立っており、それらが一体的な関係にあることをとらえさせることを意味している。「特色と変化」とは、「我が国の海洋国家としての特色を取り上げる」(内容の取扱い)とあることから、例えば、我が国の領土はたくさんの島々からなり、それらは弧状に連なっていることや、他の国々と国土面積で比較したり、領海や排他的経済水域を含めた面積で比較したり、領海や排他的経済水域を含めた面積で比較したりするなど、我が国の海洋国家としての特色を様々な面から取り扱うことを意味している。また、我が国は四面環海の国土であるため直接他国と陸地を接していないことに着目させ、国境がもつ意味について考えさせたり、我が国が正当に主張している立場に基づいて、当面する領土問題や経済水域の問題などに着目させたりすることも大切である。</p> <p>その際、「北方領土が我が国の固有の領土であることなど、我が国の領域をめぐめる問題にも着目させるようにすること」(内容の取扱い)とあることから、北方領土(歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島)については、その位置と範囲を確認させるとともに、北方領土は我が国の固有の領土であるが、現在ロシア連邦によって不法に占拠されているため、その返還を求めていることなどについて、的確に扱う必要がある。また、我が国と韓国に竹島をめぐって主張に相違があることなどにも触れ、北方領土と同様に我が国の領土・領域について理解を深めさせることも必要である。</p>	<p>「領域の特色と変化」の中の「領域」とは、領土だけでなく、領海、領空から成り立っており、それらが一体的な関係にあることをとらえさせることを意味している。「特色と変化」とは、「我が国の海洋国家としての特色を取り上げる」(内容の取扱い)とあることから、例えば、我が国の領土はたくさんの島々からなり、それらは弧状に連なっていることや、他の国々と国土面積で比較したり、領海や排他的経済水域を含めた面積で比較したりするなど、我が国の海洋国家としての特色を様々な面から取り扱うことを意味している。また、我が国は四面環海の国土であるため直接他国と陸地を接していないことに着目させ、国境がもつ意味について考えさせたり、我が国が正当に主張している立場に基づいて、当面する領土問題や経済水域の問題などに着目させたりすることも大切である。</p> <p>その際、「北方領土が我が国の固有の領土であることなど、我が国の領域をめぐめる問題にも着目させるようにすること」(内容の取扱い)とあることから、北方領土(歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島)や竹島について、それぞれの位置と範囲を確認させるとともに、我が国の固有の領土であるが、それぞれ現在ロシア連邦と韓国によって不法に占拠されているため、北方領土についてはロシア連邦にその返還を求めていること、竹島については韓国に対して累次にわたり抗議を行っていることなどについて的確に扱い、我が国の領土・領域について理解を深めさせることも必要である。なお、尖閣諸島については、我が国の固有の領土であり、また現に我が国がこれを有効に支配しており、解決すべき領有権の問題は存在していないことを、その位置や範囲とともに理解させることが必要である。</p>	<p>(イ)における「領域の範囲や変化とその特色」については、我が国の海洋国家としての特色を取り上げる(内容の取扱い)については、例えば、我が国の領土は離島を含む大小多数の島々からなり、それらは弧状に連なっていることや、他の国々と国土面積で比較したり、領海や排他的経済水域を含めた面積で比較したりするなど、我が国の海洋国家としての特色を様々な面から取り扱うことを意味している。また、我が国は四面環海の国土であるため直接他国と陸地を接していないことに着目し、国境がもつ意味について歴史的経緯を踏まえて考えたり、我が国が国際法に則り正当に主張している立場に基づいて、当面する領土問題や海洋、海底資源の管理を含む経済水域の問題などに着目したりすることも大切である。</p> <p>(イ)における竹島や北方領土が我が国の固有の領土であることなど、我が国の領域をめぐめる問題も取り上げるようにすること(内容の取扱い)については、竹島や北方領土(歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島)について、それぞれの位置と範囲を確認するとともに、我が国の固有の領土であるが、それぞれ現在韓国とロシア連邦によって不法に占拠されているため、竹島については韓国に対して累次にわたり抗議を行っていること、北方領土についてはロシア連邦にその返還を求めていること、これらの領土問題における我が国の立場が歴史的にも国際法上も正当であることなどについて的確に扱い、我が国の領土・領域について理解を深めることも必要である。また、「尖閣諸島については我が国の固有の領土であり、領土問題は存在しないことも扱ふこと」(内容の取扱い)とあることから、現に我が国がこれを有効に支配しており、解決すべき領有権の問題は存在していないこと、我が国の立場が歴史的にも国際法上も正当であることを、その位置や範囲とともに理解させることが必要である。</p>
歴史的分野	<p>「富国強兵・殖産興業政策」については、「廃藩置県、学制・兵制・税制の改革、身分制度の廃止、領土の画定」(内容の取扱い)などを取り扱い、学制など今日につながる諸制度がつくられたことや、身分制度の廃止にもかかわらず現実には差別が残ったことに気付かせる。「領土の画定」では、ロシアとの領土の画定をはじめ、琉球の問題や北海道の開拓を扱う。その際、中国や朝鮮との外交も扱う。</p>	<p>「富国強兵・殖産興業政策」については、「廃藩置県、学制・兵制・税制の改革、身分制度の廃止、領土の画定」(内容の取扱い)などを取り扱い、学制など今日につながる諸制度がつくられたことや、身分制度の廃止にもかかわらず現実には差別が残ったことに気付かせる。「領土の画定」では、ロシアとの領土の画定をはじめ、琉球の問題や北海道の開拓を扱う。その際、我が国が国際法上正当な根拠に基づき竹島、尖閣諸島を正式に領土に編入した経緯にも触れる。また、中国や朝鮮との外交も扱う。</p>	<p>富国強兵・殖産興業政策については、「廃藩置県、学制・兵制・税制の改革、身分制度の廃止、領土の画定」(内容の取扱い)などを取り扱い、学制など今日につながる諸制度がつくられたことや、身分制度の廃止にもかかわらず現実には差別が残ったことに気付くことができるようにする。「領土の画定」では、ロシアとの領土の画定をはじめ、琉球の問題や北海道の開拓を扱う。その際、北方領土(歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島)が一貫して我が国の領土として国境設定がなされたことについても触れるとともに、竹島、尖閣諸島については、我が国が国際法上正当な根拠に基づき正式に領土に編入した経緯にも触れ、これらの領土についての我が国の立場が歴史的にも国際法上も正当であることを理解できるようにする。また、中国や朝鮮との外交も扱うようにする。</p>

表2 (つづき)

	平成20年 学習指導要領解説	平成26年1月 学習指導要領解説	平成29年 学習指導要領解説
公民的分野	<p>「世界平和の実現と人類の福祉の増大のためには、国際協調の観点から、国家間の相互の主権の尊重と協力、各国民の相互理解と協力及び国際連合をはじめとする国際機構などの役割が大切であることを認識させ」については、国際政治は国際協調の観点に基づいて国家間の対立の克服が試みられていることを、「領土(領海、領空を含む)、国家主権、主権の相互尊重、国際連合の働きなど基本的な事項(内容の取扱い)」を踏まえて理解させることとしている。すなわち、固有の領土(領海、領空を含む)をもち、対外的に独立を守る権利(主権)をもつ国家は、国際社会において、原則的に平等の地位を与えられており、すべての国家の主権が相互に尊重されなければならないことを理解させること、そして、国際的な相互依存関係の深まりの中において、国際連合の総会、安全保障理事会など主要な組織の目的や働きの概要に触れながら、国際連合をはじめとする国際機構の役割が大切になってきている現状を認識させ、我が国と国際社会のかかわりを考えさせることが大切である。</p> <p>その際、国家間の問題として、領土(領海、領空を含む)については我が国においても未解決の問題も残されており、平和的な手段による解決に向けて努力していること、国際社会において、国家や国際機構以外の組織が活動していることを理解させる。</p>	<p>「世界平和の実現と人類の福祉の増大のためには、国際協調の観点から、国家間の相互の主権の尊重と協力、各国民の相互理解と協力及び国際連合をはじめとする国際機構などの役割が大切であることを認識させ」については、国際政治は国際協調の観点に基づいて国家間の対立の克服が試みられていることを、「領土(領海、領空を含む)、国家主権、主権の相互尊重、国際連合の働きなど基本的な事項(内容の取扱い)」を踏まえて理解させることとしている。すなわち、固有の領土(領海、領空を含む)をもち、対外的に独立を守る権利(主権)をもつ国家は、国際社会において、原則的に平等の地位を与えられており、すべての国家の主権が相互に尊重されなければならないことを理解させること、そして、国際的な相互依存関係の深まりの中において、国際連合の総会、安全保障理事会など主要な組織の目的や働きの概要に触れながら、国際連合をはじめとする国際機構の役割が大切になってきている現状を認識させるとともに、国際社会において、国家や国際機構以外の組織が活動していることを理解させ、我が国と国際社会のかかわりを考えさせることが大切である。</p> <p>その際、地理的分野、歴史的分野における学習の成果を踏まえ、国家間の問題として、領土(領海、領空を含む)については我が国においても、固有の領土である北方領土や竹島に関し未解決の問題が残されていることや、現状に至る経緯、我が国が正当に主張している立場、我が国が平和的な手段による解決に向けて努力していることを理解させる。なお、我が国の固有の領土である尖閣諸島をめぐる情勢については、現状に至る経緯、我が国の正当な立場を理解させ、尖閣諸島をめぐる解決すべき領有権の問題は存在していないことを理解させる。</p>	<p>アの(ア)の世界平和の実現と人類の福祉の増大のためには、国際協調の観点から、国家間の相互の主権の尊重と協力、各国民の相互理解と協力及び国際連合をはじめとする国際機構などの役割が大切であることを理解すること。その際、領土(領海、領空を含む)、国家主権、国際連合の働きなど基本的な事項について理解することについては、国際政治は国際協調の観点に基づいて国家間の対立の克服が試みられていることを、「領土(領海、領空を含む)、国家主権、国際連合の働きなど基本的な事項」を踏まえて理解できるようにすることを意味している。</p> <p>領土(領海、領空を含む)、国家主権、国際連合の働きなど基本的な事項について理解することとは、固有の領土(領海、領空を含む)をもち、対外的に独立を守る権利(主権)をもつ国家は、国際社会において、原則的に平等の地位を与えられており、全ての国家の主権が相互に尊重されなければならないことを理解できるようにすること、そして、我が国と国際社会との関わりについての理解を基に、国際的な相互依存関係の深まりの中において、国際連合の総会、安全保障理事会など主要な組織の目的や働きの概要に触れながら、「誰一人取り残さない」との理念の下、自然環境や資源の有限性、貧困、イノベーションなどに関わる17のゴール(目標)・169のターゲットからなる持続可能な開発目標(SDGs)を設定し、持続可能な開発のための取組を各国の国家主権を前提に進めている国際連合をはじめとする国際機構の役割が大切になってきている現状を理解できるようにすること、国際社会において、国家や国際機構以外の組織が活動していることを理解できるようにすることを意味している。</p> <p>その際、領土(領海、領空を含む)については、地理的分野における「領域の範囲や変化とその特色」、歴史的分野における「領土の画定」などの学習の成果を踏まえ、国家間の問題として、我が国においても、固有の領土である竹島や北方領土(歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島)に関し未解決の問題が残されていること、領土問題の発生から現在に至る経緯、及び渡航や漁業、海洋資源開発などが制限されたり、船舶の拿捕、船員の抑留が行われたり、その中で過去には日本側に死傷者が出たりするなど不法占拠のために発生している問題についての理解を基に、我が国の立場が歴史的にも国際法上も正当であること、我が国が平和的な手段による解決に向けて努力していることを、国家主権と関連付けて理解できるようにする。なお、我が国の固有の領土である尖閣諸島をめぐる情勢については、現在に至る経緯、我が国の立場が歴史的にも国際法上も正当であることについての理解を基に、尖閣諸島をめぐる解決すべき領有権の問題は存在していないことを理解できるようにする。</p>

出典：文部科学省「中学校学習指導要領解説社会編及び高等学校学習指導要領解説地理歴史編、公民編」

(平成26年1月一部改訂前後対応表) (https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afidfile/2014/10/01/1352259_1.pdf)。

文部科学省「中学校学習指導要領(平成29年告示)解説」(https://www.mext.go.jp/content/20240919-mxt_kyoiku01-100002608.pdf) 冊子版42,112-113,159-161頁 (PDF版48,118-119,165-167ページ)

2 現行の中学校社会科教科書における 日本の領土問題に関する記述

これを受け、現行の中学社会科の教科書の記述はどのようになったか。地理（4社）・公民（7社）・歴史（8社）の記述を見ることにしよう。

(1) 地理

東京書籍の教科書（地理701）では、第1編第2章「日本の姿」の3「日本の領域の特色」で海洋国・日本の姿を領土・領海・領空及び排他的経済水域を含めて説明しており、4「北方領土・竹島と尖閣諸島」では、領土問題の現状とあわせ、それぞれの自然環境や資源に着目して説明している。ただし、歴史的な経緯については、ほとんど触れていない。

教育出版の教科書（地理702）では、第1編第2章「日本の地域構成」の②「日本の国土の広がり」で島国日本の特徴を述べ、領土・領海・領空及び排他的経済水域の説明と、領域が時代的に変化したことにも触れている。③「日本の領土をめぐる」では、北方領土・竹島・尖閣諸島について、歴史的経緯も含め叙述している。

帝国書院の教科書（地理703）では、第1部第2章「日本の姿」の3「日本の領域とその特色」で、「日本の領域」、「海の資源の利用と排他的経済水域」、「国際法に基づいた日本の領土」、「北方領土」、「竹島」、「尖閣諸島」の小見出しで、歴史的な説明も含めて記述している。

日本文教出版の教科書（地理704）では、第1編③「日本の領域の特色をとらえよう」で日本の領域と領土、排他的経済水域・国境について説明し、④「日本の領域をめぐる問題をとらえよう」で北方領土・竹島・尖閣諸島の問題、平和的解決に向けての日本の働きかけなどについて説明している。

4冊を比べてみると、いずれも文部科学省の学習指導要領及び同解説にそった説明がなされている。ただしこのなかで、東京書籍については、領土問題の歴史的な説明がほとんどない点が気になる。

(2) 公民

東京書籍の教科書（公民901）では、第5章第1節「国際社会の仕組み」の1「国際社会における国家」で国家や領域、「国旗と国歌」、「国際法の役割と国際協調」を説明し、2「領土をめぐる問題の現状」で竹島・北方領土・尖閣諸島それぞれの問題を取り上げている。地理の教科書に比べれば、戦後から現代までの領土問題の状況が触れられているが、他社の教科書と比べると、歴史的な説明がやはり少ないように思う。

教育出版の教科書（公民902）では、第6章1節の①「国際社会を構成する国」で主権国家や国際法の説明をし、②「日本の領土をめぐる」で主権国家の三要素、領土・領海・領空、

そして排他的経済水域の説明をしたうえで、「領土をめぐる問題」として北方領土・竹島・尖閣諸島について現状と過去の経緯に触れている。「日本政府の立場」と明記して説明している点の特徴で、外交交渉による平和的な解決が望まれるとしている。さらに「日本の外交の今とこれから」では、日本と近隣諸国との外交関係として、中国・北朝鮮・ロシアとの関係について、広く触れている。

帝国書院の教科書（公民903）は、第4部第1章第1節で「国家と国際社会」の概要を述べ、2「領土を巡る取り組み」では南シナ海の動向（中国の進出）などにも触れながら、「北方領土」・「竹島」・「尖閣諸島」の問題について触れている。注では一部、「日本政府の立場」という表記があり、基本的には政府の方針（学習指導要領）通りの記述といて良いように思う。

日本文教出版の教科書（公民904）は、第4編1「国家と国際社会」の③で「日本の領土をめぐる問題」として、北方領土・竹島・尖閣諸島について触れたあと、「公民+」として「日本の領土をめぐる問題の解決に向けて」で、「北方領土」・「竹島」・「尖閣諸島」とあわせ「世界の領土問題とその解決」を取り上げている。「北方領土」・「竹島」については17世紀あたりから、「尖閣諸島」については明治期以降の説明がある。「世界の領土問題」に触れているのも、良いと思う。

自由社の教科書（公民905）は、第5章第1節のなかで国家と国際関係の基本的な説明をしたうえで、「もっと知りたい」として、「わが国の領土問題」について、北方領土と竹島を、その歴史的経緯も含め、かなり詳しく取り上げている。また、同じく「もっと知りたい」で「海をめぐる国益の衝突」として、「尖閣諸島をめぐる危機」と「海洋資源大国日本の防衛」を取り上げている。こちらもかなり詳しい説明である。

育鵬社の教科書（公民906）は、第5章第2節のなかで3「領土・領海をめぐる問題」として、世界の領土・領海をめぐる問題と日本の領土をめぐる問題をあげ、後者で北方領土・竹島・尖閣諸島について説明したうえで、「学習を深めよう」として「日本の領土をめぐる問題」として、北方領土・竹島・尖閣諸島の問題を歴史的経緯、双方の国の主張も含め詳しく述べている。また、外務省のウェブサイトで調べることをすすめている。

このように、いずれの教科書も、学習指導要領の方針をふまえた記述になっている。

(3) 歴史

歴史の教科書は、地理や公民の教科書とは違い、明治初年・第二次世界大戦の敗戦後の措置など、複数の箇所に領土問題に関する記述が登場する。また、中世や近世の琉球王国・琉球民族、アイヌ民族といった問題も関わってくる。そのあたりも意識しつつ、各社の教科書をみることにしよう。

東京書籍の教科書（歴史705）では、第5章3節「明治維新」のなかの5「国境と領土の確定」で、日露和親条約、樺太・千島交換条約で北方領土を扱い、さらには小笠原諸島・尖閣諸

島・竹島、北海道のアイヌの同化政策、琉球処分について扱っている。6「領土をめぐる問題の背景」では、現在の状況にも触れつつ、竹島・北方領土・尖閣諸島に関して、日本との関わりや産業について触れている。そして戦後の占領と領土問題に触れている。また、琉球民族やアイヌ民族の歴史や文化についても触れている。

教育出版の教科書（歴史706）では、第5章3節⑬「形づくられる日本」で幕末・明治初期の「国境・領土の確定」として、樺太・千島列島、小笠原諸島、尖閣諸島について、さらにアイヌの人たちに対する同化政策や差別、琉球の人たちをめぐる動き（琉球処分、同化政策）、第二次世界大戦敗戦後の占領政策・独立回復後の展開などにも触れたうえで、「日本の領土をめぐる課題」として北方領土・竹島・尖閣諸島に関する歴史的経緯について詳しく説明している。中世・近世における琉球やアイヌの人たちの文化や活動に関する叙述もある。

帝国書院の教科書（歴史707）は、第4章第4節1「新たな外交と国境の画定」で外国との条約締結や北方の国境画定、小笠原諸島・琉球・竹島の編入を扱っている。敗戦後・独立回復時の領土の説明もある。そして「歴史を探ろう」として、「日本の領土確定と近隣諸国」では、北方領土・竹島・尖閣諸島について資料もあげながら、歴史的経緯についてまとめている。中世・近世の部分でも「琉球とアイヌの人々がつなぐ交易」や「琉球王国とアイヌの人々への支配」の項目がある。

山川出版社の教科書（歴史708）は、第5章3節4「明治初期の対外関係」で当時の東アジアの国々の情勢や日本との関係、アイヌ民族・琉球の人々との関係、小笠原諸島の領有などが記されている。そして第7章では「歴史へのアプローチ」として「日本の領土の変遷」という部分があり、日本と北方領土、竹島、尖閣諸島との歴史的関係や現状について詳しくまとめられている。また中世の部分では同じく「歴史へのアプローチ」として、「琉球の歴史と文化」・「アイヌ民族の歴史と文化」という項目がある。

日本文教出版の教科書（歴史709）は、第5編第1章3⑤「領土の画定と隣接地域」で、ロシアとの国境、小笠原諸島の領有、琉球処分、竹島編入、アイヌの人々への対応などが記されている。そして、第6編では第二次世界大戦後の国際社会への復帰の状況が記されている。さらに、「歴史を掘り下げる」として、「冷戦終結後の近隣諸国との関係」について、北方領土問題、竹島問題、尖閣諸島問題、賠償問題と歴史認識について、近代以後の動きを扱っている。なお、中世では琉球王国の成立やアイヌ民族の状況が、近世ではその後の展開やアイヌ文化の成熟が扱われている。

育鵬社の教科書（歴史710）は、第4章第2節54「明治初期の外交と国境の画定」で北方・清や朝鮮との関係、琉球処分などについて記されている。さらに、戦後の状況や歴史ズームイン「我が国の領土をめぐる問題の歴史」として、北方領土・竹島・尖閣諸島について近世・近代・現代の動きが記されている。そして、86「日本の現状とこれから」では、課題として、北方領土・竹島・尖閣諸島の動きや北朝鮮の問題（核・ミサイル・拉致事件）があげられている。

この教科書でも、中世・近世で「琉球、アイヌとアジアの交易」や「鎖国時代に開かれていた窓口」などがある。

学び舎の教科書（歴史711）は、第7章(8)「北・南を組み込み、国境を引く」で北（蝦夷地・ロシア・アイヌ）、南（琉球王国から沖縄県へ）、清・朝鮮との外交が扱われている。戦後の領土問題についてはあまり扱われていない。中世の琉球王国、近世の蝦夷地やアイヌ、近現代の沖縄戦や基地問題については、エピソード的に扱われている。

自由社の教科書（歴史712）は、第4章第2節56「近隣諸国との国境画定」で「北方の領土画定」、「台湾出兵と琉球処分」を扱い、「尖閣諸島と竹島の領土編入」にも触れている。第6章第1節87「独立の回復と領土問題」では、戦後の北方領土問題や竹島問題に触れている。さらに第6章第3節94では「21世紀の日本の進路」として、中国の軍備拡張・尖閣諸島問題、北朝鮮の拉致問題や韓国による竹島の不法占拠などを指摘している。なお、中世では、琉球・アイヌの状況を、近世では四つの口に関わって琉球・アイヌに触れている。

以上、中学歴史の教科書を概観した。文部科学省の作成した学習指導要領にそって、すべての教科書において領土問題が書かれているといえよう⁵⁾。

3 日本の領土問題に関する研究状況

以上、見てきた日本の領土問題に関する教科書の記述を、社会状況・研究状況と重ね合わせた場合、どのように位置づけられ、評価できるだろう。

まず気になる語が「(わが国) 固有の領土」という表現である。これについては、すでに多くの先行研究で検討・批判が行われている⁶⁾。藤生将治氏によると、この言葉の最初は、戦後間もない昭和22(1947)年10月の衆議院外務委員会で北海道選出の坂東幸太郎議員の説明に「択捉島、国後島はこれが(中略)日本固有の領土なることを厳然事実」という発言があったが、終戦後からサンフランシスコ平和条約の締結前後の時期には、「固有の領土」という語は、政府答弁では用いられていないとのことである。この言葉が政府答弁で使われだすのは、日ソ国交回復に向けての衆議院・参議院における政府方針の説明と質疑のなかであり、歯舞群島・色丹島、南千島から北千島・南樺太まで含めて「千島、樺太交換条約以前から」長年わが国固有の領土であったところの返還をソ連に主張していくべきというものである。しかし、その後の日ソ交渉のなかで、返還要求は「固有の領土」である四島となり、北千島や南樺太は「固有の領土」ではないとされるなど、主張にブレがみられる。そして、安倍晋三総理大臣も平成30(2018)年11月の日露首脳会談で日ソ共同宣言を基礎として平和条約交渉を加速することを合意した後は、「北方領土は、我が国が主権を有する島々」であるなど、「固有の領土」という言い方をしていないということである。

そして、「固有の領土」の意味内容も、一般にイメージされる「昔からの(先祖代々)日本

の領土」という意味でなく、「他の国の領土となることがない」という意味で使われていることもあるという⁷⁾。この論理でいくと、たとえば沖縄本島は琉球王国の領土だった過去があるので、沖縄は日本固有の領土ではないことになる。北方領土のみならず、蝦夷地（北海道）もアイヌ民族の居住地であり、日本民族の領土ではないことになる。前近代の日本国の支配の在り方と関わる問題である。こう考えると、「固有の領土」という表現が、陸続きで戦争が頻繁にあり国境が変わったり、先住民や植民地の問題が生じやすかったりする欧米圏であまり使われない（浸透しない・通用しない）ことは納得できるのである⁸⁾。

次に筆者の専門である歴史研究を中心に、近年の領土問題に関する成果を概観する。

まず、国境問題全般を扱ったものとしては、芦田健太郎氏や浦野起央氏の政治学の成果があり、また岩下明裕氏の一連の著作がある⁹⁾。歴史学の成果としては、明治初期を中心に扱った、安岡昭男氏や麓真一氏の成果があげられる¹⁰⁾。

北方領土については、ソ連の第二次世界大戦末期の北方領土への侵攻があり、以後、ソ連（現在はロシア）の支配が続いている。昭和31（1956）年の「日ソ共同宣言」では平和条約締結時に歯舞諸島・色丹島の返還が記されている。このことを含め、戦後の日ソ交渉については、現在まで様々な資料や体験談が出てきており、研究成果も積み重ねられている¹¹⁾。ただし、歴史研究としては、アイヌ民族の問題を含めて議論すべきであろうと考える¹²⁾。

竹島については、2000年以降、史料の発掘・分析を含め、研究が大きく進んでいる¹³⁾。特に池内敏氏の研究が注目され、韓国の主張と日本の主張について、両国の史資料・研究成果を批判的に検討している。

尖閣諸島について、政府は「領土問題は存在しない」としている。中国が「尖閣諸島領有」を主張し始めたのは、1960年代末に尖閣諸島海底の石油資源がある可能性が指摘してからである。近年の主要な論著と資料については、いしるのぞむ『尖閣反駁マニュアル百題』、菅米地真理『尖閣問題—政府見解はどう変遷したのか—』、松島泰勝『帝国の島—琉球・尖閣に対する植民地主義—』などがあり、歴史的な経緯、近現代の国際関係のなかでの日本の在り方など、いろいろな点について検討されていることがわかる¹⁴⁾。歴史研究者としては、尖閣諸島の問題を考える際、日本の琉球・沖縄に対する支配や編入をどう考えるか（先住民の権利の問題など）も重要な論点になりうると思う。

おわりに

以上、中学校社会科教育における日本の領土問題について、学習指導要領の近年の展開、現在の中学校の地理的・歴史的・公民的分野の教科書の叙述を見て、その後、学習指導要領にも登場してきた日本政府見解でもある「固有の領土」論について、その危うさを指摘したうえで、最近の歴史研究の成果のなかには、現在の日本政府や学習指導要領の領土問題に関する見解と

大きくズレがあるものも見られることを指摘した。ここで触れた論著のなかには、日本政府以上に日本の領土であることを強調するものもある一方、日本の領土と認めることは難しいとするものも少なくない。ここでその詳細を紹介・検討することはできないが、学校という場においては、事実（史実）に基づいた教育が行われるべきものだと考える。

領土問題は、各国の現在の政治的・経済的な利害と関わるものであり、簡単には妥協や解決に至らない問題をいろいろ含んでいることは確かである¹⁵⁾。国際化が進展するなかで、国益を考えつつ、教育を行うことは確かに必要なことかもしれない。ただしそこでは、歴史的な事実や研究成果に立脚した教育が真に必要なことだと考える。現在は、歴史学の研究成果の進展のなかで、いまだ様々な見解がある状況である。領土問題に関する日本の現在の教育は、研究成果よりも政治的な思惑が優先されているように思われる。

本研究ノートが、日本の領土問題を考える際にいくらかでも参考になる材料を提供できているならば幸いである。

注

- 1) 文部科学省「中学校学習指導要領解説社会編及び高等学校学習指導要領解説地理歴史編、公民編」（平成26年1月一部改訂前後対応表）（https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2014/10/01/1352259_1.pdf）
- 2) この事件については、一色正春『何かのために— sengoku38の告白—』（朝日新聞出版、2011年）参照。
- 3) 東日本大震災については、河北新報社編『東日本大震災全記録：被災地からの報告』（同、2011年）。歴史学では、阪神淡路大震災以降、神戸大学の歴史資料ネットワーク（史料ネット）が中心となり、被災史料のレスキューに取り組んでいる。奥村弘『大震災と歴史資料保存：阪神・淡路大震災から東日本大震災へ』（吉川弘文館、2012年）などがある。
- 4) なお、平成20（2018）年の第169回国会で鈴木宗男衆議院議員が「我が国が抱える領土問題についての教育現場における実際の教育内容と学習指導要領の内容」について質問主意書を出し、福田康夫内閣総理大臣が答弁書を出している（衆議院：立法情報＞質問答弁情報）。
https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/a163039.htm、https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/b163039.htm
- 5) 高校での地理総合・地理探究・歴史総合・日本史探究・公共での「領土に関する教育」については、文部科学省の「令和5年度 領土・主権に関する教員等セミナー」の資料がある（https://www.cas.go.jp/jp/ryodo/torikumi/pdf/02_20231026.pdf）。また、内閣官房領土・主権対策企画調整室のホームページには、領土・主権に関する教育資料集があげられている（<https://www.cas.go.jp/jp/ryodo/kyoiku/shiryoshu.html>）。また参議院外交防衛委員会調査スタッフによる『日本の領土問題と海洋戦略—尖閣諸島、竹島、北方領土、沖ノ鳥島—』（朝陽会、2013年）もある。
- 6) 和田春樹『領土問題をどう解決するか—対立から対話へ—』（平凡社新書、2012年）第1章「危険な「固有の領土」論」、羽場久美子「尖閣・竹島をめぐる「固有の領土」論の危うさ—ヨーロッパの国際政治から—」（『世界』839、2013年）、武光誠『国境の日本史』（文春新書、2013年）序章「[日

- 本固有の領土」という信仰」、池内敏『竹島 — もうひとつの日韓関係史 —』（中公新書、2016年）終章「固有の領土」とは何か」、藤生将治「北方領土問題をめぐる「固有の領土」論（上）（下）— 国会論議・政府資料及び国際法の観点からの整理 —」（『立法と調査』428・430、2020年）など。
- 7) 平成17（2015）年の第163回国会で鈴木宗男衆議院議員が「南樺太、千島列島の国際的地位などに関する質問の一つとして「固有の領土の定義」をたずね、小泉純一郎総理大臣が、「政府としては、一般的に、一度も他の国の領土となったことがない領土という意味で、「固有の領土」という表現を用いている」と答えている。（衆議院：立法情報＞質問答弁情報）。
- https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/a163039.htm、
https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/b163039.htm
- 8) 前掲和田6) 著書第1章。岩下明裕『入門 国境学—領土、主権、イデオロギー』（中公新書、2016年）はしがき。
- 9) 芹田健太郎『日本の領土』〈国際法・国際人権法 芹田健太郎著作集9〉（信山社、2020年）、同『島の領有と大陸棚・排他的経済水域』〈同 同著作集8〉（信山社、2020年）、浦野起史『日本の国境【分析・資料・文献】』（三和書籍、2013年）（浦野氏には他にも同社から『尖閣諸島・琉球・中国【分析・資料・文献】』（2002年、増補版2005年）、『南シナ海の領土問題【分析・資料・文献】』（2015年）、『朝鮮の領土【分析・資料・文献】』（2016年）などがある）、保坂正康・東郷和彦『日本の領土問題—北方四島、竹島、尖閣諸島—』（角川 One テーマ21、2012年）、新崎盛暉・岡田充・高原明生・東郷和彦・最上敏樹『領土問題』の論じ方〈岩波ブックレット861〉（岩波書店、2013年）、百瀬孝（伊藤隆監修）『史料検証 日本の領土』（河出書房新社、2010年）、岩下明裕『北方領土・竹島・尖閣、これが解決策』（朝日新書、2013年）、岩下明裕注8)『入門 国境学—領土、主権、イデオロギー』、岩下明裕編著『日本の国境・いかにこの「呪縛」を解くか』（北海道大学出版会、2010年）、岩下明裕編著『領土という病—国境ナショナリズムへの処方箋—』（北海道大学出版会、2014年）、岩下明裕編『日本の「国境問題」』（『別冊 環』19、藤原書店、2012年）、孫崎亨『日本の国境問題—尖閣・竹島・北方領土—』（ちくま新書、2011年）、山田吉彦『日本の領土と国境—尖閣・竹島・北方四島問題を解決する』（育鵬社、2022年）、山本皓一『中国・ロシアに侵される日本領土』（小学館、2022年）、『教科書が教えてくれない 日本の領土の歴史』〈晋遊舎ムック 歴史探訪シリーズ〉（晋遊舎、2012年）など。
- 10) 安岡昭男『幕末維新の領土と外交』（清文堂、2002年）、麓真一『19世紀後半における国際関係の変容と国境の形成—琉球・樺太・千島・「竹島」・小笠原—』（山川出版社、2023年）など。
- 11) 近年の研究としては、木村汎『新版 日露国境交渉史—北方領土返還への道—』（角川選書、2005年）、和田春樹『北方領土問題—歴史と未来—』（朝日選書、1999年）、長谷川毅『北方領土問題と日露関係』（筑摩書房、2000年）、岩下明裕『北方領土問題—4でも0でも、2でもなく—』（中公新書、2005年）、三浦信行「固有の領土」としての北方領土—その歴史的経緯と最近の返還論議—」（『国士舘大学 政治研究』創刊号、2010年）、川上淳『近世後期の奥蝦夷地史と日露関係』（北海道出版企画センター、2011年）、秋月敏幸『千島列島をめぐる日本とロシア』（北海道大学出版会、2014年）、須田論一『北方領土問題、その原点はなにか？—アメリカとロシアの思惑、そして日本の立場—』（メトロポリタン新書、2015年）、石郷岡健・黒岩幸子『北方領土の基礎知識』（東洋書店新社、2016年）、藤生将治注6) 論文、川上淳『千島通史の研究』（北海道出版企画センター、2020年）、鈴木美勝『北方領土交渉史』（ちくま新書、2021年）、黒岩幸子『北方領土問題のなにが問題？』〈歴史総合パートナーズ16〉（清水書院、2022年）、高橋亮一『北方海域をめぐる国際政治史—明治期日本の海獣猟業—』（日本経済評論社、2024年）など参照。資料としては、東郷和彦

- 『北方領土交渉秘録―失われた五度の機会―』（新潮社、2007年。新潮文庫、2011年）、日露外務省「日露間領土問題の歴史に関する共同作成資料集」（1992年版・2001年版。<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/hoppo/ryodo.html>）などがある。
- 12) 近年の研究成果としては、榎森進『アイヌ民族の歴史』（草風館、2007年）、秋月注11）著書、坂田美奈子『先住民アイヌはどんな歴史を歩んできたか』〈歴史総合パートナーズ5〉（清水書院、2018年）、アイヌ博物館ほか監修『アイヌ文化の基礎知識 増補・改訂版』（草風館、2018年）、関根達人ほか編『アイヌ文化史辞典』（吉川弘文館、2022年）、佐々木史郎ほか『最新 アイヌ学がわかる』（エイアンドエフ、2024年）など。
- 13) 近年の研究として、下條正男『竹島は日韓どちらのものか』（文春新書、2004年）、内藤正中・朴炳渉『竹島＝独島論争―歴史資料から考える―』（新幹社、2007年）、内藤正中・金柄烈『史料検証 竹島・独島』（岩波書店、2007年）、内藤正中『竹島＝独島問題入門―日本外務省『竹島』批判―』（新幹社、2008年）、ロー・ダニエル『竹島密約』（草思社、2008年）、池内敏『竹島問題とは何か』（名古屋大学出版会、2012年）、池内敏注6）著書、藤井賢二『竹島問題の起源―戦後日韓海洋紛争史―』（ミネルヴァ書房、2018年）、坂本悠一『歴史からひもとく 竹島／独島 領有権問題―その解決への道のり―』（歴史総合パートナーズ15）（清水書院、2021年）、野中健一『竹島をめぐる韓国の海洋政策』（成山堂書店、2021年）がある。
- 14) 尖閣諸島や琉球・沖縄に関する近年のものとしては、原田禹雄『尖閣諸島―冊封琉球使録を読む―』（榕樹書林、2006年）、豊下楯彦『「尖閣問題」とは何か』（岩波現代文庫、2012年）、孫崎享編『検証 尖閣問題』（岩波書店、2012年）、『世界』836号〈特集 尖閣問題：東アジアの真の平和のために〉（岩波書店、2012年）、沖縄大学地域研究所編『尖閣諸島と沖縄―時代に翻弄される島の歴史と自然―』（沖縄大学地域研究所叢書）（芙蓉書房出版、2013年）、村田忠禧『日中領土問題の起源―公文書が語る不都合な真実―』（花伝社、2013年）、波平恒男『近代東アジア史のなかの琉球併合：中華世界秩序から植民地帝国日本へ』（岩波書店、2014年）、いしみのぞむ『尖閣反駁マニュアル百題』（集広舎、2014年）、齋藤道彦『尖閣問題総論』（創英社／三省堂書店、2014年）、宮平真弥「沖縄は日本の固有の領土か？」（『流通経済大学 創立50周年記念論文集』2016年）、筈米地真理『尖閣問題―政府見解はどう変遷したのか―』（柏書房、2020年）、松島泰勝『帝国の島―琉球・尖閣に対する植民地主義と闘う―』（明石書店、2020年）、山城智史『琉球をめぐる十九世紀国際関係史―バリー来航・米琉コンパクト、琉球処分・分島改約交渉―』（インパクト出版会、2024年）などがある。
- 15) 国家の政治的なレベルの問題がある一方、(元)住民の生活（漁業や墓参）の問題について別途議論や調整が行われている。なお、国境をめぐる「ボーダーツーリズム」のような新たな提案（岩下明裕編著『ボーダーツーリズム―観光で地域をつくる―』北海道大学出版会、2017年、など）も注目される。

(付記)

本稿は、科学研究費補助金基盤研究（A）22H00018「19世紀以降の東アジア世界における海藻の生産・流通・消費に関する総合研究」（代表者：塚本明）の成果の一部である。